

2025年12月25日 一部改正  
2025年7月30日 技術委員会 審議  
2025年12月19日 国土交通大臣 認可

## ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）を含有する消火剤の禁止

### 改正対象

鋼船規則 B 編, R 編  
鋼船規則検査要領 B 編, R 編  
高速船規則／同検査要領

### 改正理由

有機フッ素化合物の一つであるペルフルオロオクタンスルホン酸（以下、「PFOS」という。）は、優れた撥水性、撥油性及び熱・化学的安定性を有していることから、研磨剤や殺虫剤、泡消火剤などの様々な分野で使用されてきた。しかし、その化学的安定性から環境中に残留しやすく、また、人体や野生生物への有害性が指摘されていることから、「残留有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約）」にて、2010年から製造及び使用が国際的に制限されている。

一方で、船用品については PFOS の制限が規定されておらず、一部の現存船などにおいて PFOS を含有する消火剤が現在も搭載されている。これを受け、2023年5月に開催された IMO 第 107 回海上安全委員会（MSC107）において、PFOS を含有する消火剤の使用及び搭載を禁止する SOLAS 条約第 II-2 章の改正が決議 MSC.532(107)として採択された。また、高速船の安全に関する国際規則（HSC コード）についても、同様の改正が決議 MSC.536(107)及び MSC.537(107)として採択された。

また、2025年5月に、PFOS を含有していないことをメーカーの宣言書又は試験所の試験報告書によって確認することなどを定めた IACS 統一解釈 SC309 及び HSC11 が採択された。

今般、決議 MSC.532(107), MSC.536(107)及び MSC.537(107)並びに IACS 統一解釈 SC309 及び HSC11 に基づき、関連規定を改める。

### 改正内容

- (1) PFOS を含有する消火剤の使用禁止に関する要件を規定する。
- (2) PFOS を含有する消火剤の確認方法を規定する。

## 施行及び適用

- (1) 鋼船規則 R 編 10.11 及び高速船規則 11 編 1.1.4  
2026 年 1 月 1 日以降に起工又は同等段階にある船舶に適用
- (2) (1)以外  
2026 年 1 月 1 日から施行

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (\*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

ID:DX25-01

「ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)を含有する消火剤の禁止」新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>鋼船規則 B 編 船級検査</b></p> <p><b>1章 通則</b></p> <p><b>1.4 検査の準備その他</b></p> <p><b>1.4.5 試験, 衰耗に対する処置等*</b></p> <p>-4. 艦装品, 機器, 部品等の交換</p> <p>船舶に搭載された艦装品, 機器, 部品等を交換する場合には, 当該艦装品等が建造時において適用された要件に適合したものと交換しなければならない。本会が新たに規定する場合又は特に必要と認める場合については, 交換時に有効な要件に適合したものと交換することを指示することがある。いかなる場合もアスベストを含む材料を使用したものであってはならない。<u>また, ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)を含有する消火剤に交換してはならない。</u></p>	<p><b>鋼船規則 B 編 船級検査</b></p> <p><b>1章 通則</b></p> <p><b>1.4 検査の準備その他</b></p> <p><b>1.4.5 試験, 衰耗に対する処置等*</b></p> <p>-4. 艦装品, 機器, 部品等の交換</p> <p>船舶に搭載された艦装品, 機器, 部品等を交換する場合には, 当該艦装品等が建造時において適用された要件に適合したものと交換しなければならない。本会が新たに規定する場合又は特に必要と認める場合については, 交換時に有効な要件に適合したものと交換することを指示することがある。いかなる場合もアスベストを含む材料を使用したものであってはならない。</p>	

「ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)を含有する消火剤の禁止」新旧対照表

新	旧	備考				
<b>2章 登録検査</b>						
表 B2.1 図面及び書類 – 船体関係 (一般)						
図面及び書類の名称 *1	注記	提出図面及び書類	船舶に保持すべき図面及び書類			
		承認用 図面等	参考 用図 面等	提出 用完 成図 書		保持 用完 成図 書
110 泡消火剤にペル フルオロオクタ ンスルホン酸 (PFOS)を含有 していない旨の メーカーの宣言 書又は試験所の 試験報告書	<p>(省略)</p> <p>(1) 「ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) を含有」とは, 10 mg/kg (重量当たり 0.001%) を超える濃度で PFOS が存在することを意味する。</p> <p>(2) メーカーの宣言書には、例えば泡原液の型式、生産時期、バッチ番号、泡原液の型式承認の識別番号などの泡原液に関する情報を含めること。ただし、これらに限定するものではない。</p>	○			国際航海 に従事す る船舶	SOLAS 条約 II-1 章第 3-10 規則 の適用を受け る船舶
注 (省略)		IACS UI SC309				

「ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)を含有する消火剤の禁止」新旧対照表

新	旧	備考
<b>3章 年次検査</b>		
表 B3.2 現状検査		
検査項目	検査内容	
	(省略)	
14 消火設備	<p>(1) 固定式消火装置、移動式及び持運び式消火器、消防員装具、非常用消火ポンプ並びに国際陸上施設連結具の保守管理状況を確認する他、消火設備全般について現状良好であることを確認する。</p> <p>(2) 交換又は新たに搭載された泡消火剤がある場合は、表 B2.1 第 110 項に定める泡消火剤にペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) を含有していない旨のメーカーの宣言書又は試験所の試験報告書が備えられていることを確認する。</p>	IACS UI SC309
	(省略)	
(備考) 以前の検査において認められた疑わしい箇所について検査を行うこと。		
この改正は附則 A による		

「ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)を含有する消火剤の禁止」新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>鋼船規則 R 編 防火構造, 脱出設備 及び消火設備</b></p> <p><b>10 章 消火</b></p> <p><b>10.11 消火剤の制限</b></p> <p><u>本節の目的は、環境に悪影響をもたらすとみなされる消火剤による影響を最小限にするだけでなく、消火に用いられる危険物質への暴露から乗船者を保護することである。</u></p> <p><b>10.11.1 一般*</b></p> <p><u>-1. 本節で禁止されている物質は、本船から陸揚げする際に陸上の適当な受入施設に移送しなければならない。</u></p> <p><u>-2. ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)を含有する消火剤を使用及び格納してはならない。</u></p>	<p><b>鋼船規則 R 編 防火構造, 脱出設備 及び消火設備</b></p> <p><b>10 章 消火</b></p> <p><b>(新規)</b></p>	MSC.532(107)
この改正は附則 B による		

「ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)を含有する消火剤の禁止」新旧対照表

新	旧	備考
<b>高速船規則</b>	<b>高速船規則</b>	
<b>2編 船級検査</b>	<b>2編 船級検査</b>	
<b>1章 通則</b>	<b>1章 通則</b>	
<b>1.2 検査の準備その他</b>	<b>1.2 検査の準備その他</b>	
<b>1.2.5 試験、衰耗に対する処置等*</b>	<b>1.2.5 試験、衰耗に対する処置等*</b>	
-4. 艦装品、機器、部品等の交換 船舶に搭載された艦装品、機器、部品等を交換する場合には、当該艦装品等が建造時において適用された要件に適合したものと交換しなければならない。本会が新たに規定する場合又は特に必要と認める場合については、交換時に有効な要件に適合したものと交換することを指示することがある。いかなる場合もアスベストを含む材料を使用したものであってはならない。 <u>また、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)を含有する消火剤に交換してはならない。</u>	-4. 艦装品、機器、部品等の交換 船舶に搭載された艦装品、機器、部品等を交換する場合には、当該艦装品等が建造時において適用された要件に適合したものと交換しなければならない。本会が新たに規定する場合又は特に必要と認める場合については、交換時に有効な要件に適合したものと交換することを指示することがある。いかなる場合もアスベストを含む材料を使用したものであってはならない。	

「ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)を含有する消火剤の禁止」新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>2章 登録検査</b></p> <p><b>2.1 製造中登録検査</b></p> <p><b>2.1.3 参考用提出図面その他の書類</b></p> <p>-1. 製造中の登録検査を受けようとする船舶については、前 2.1.2 の規定による承認用図面その他の書類のほか、次に掲げる図面その他の書類を提出しなければならない。</p> <p>(省略)</p> <p><u>(10) 規則 11 編 1.1.4 に規定される泡消火剤にペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) を含有していない旨のメーカーの宣言書又は試験所の試験報告書</u></p> <p><u>(11) その他本会が必要と認める図面及び書類</u></p>	<p><b>2章 登録検査</b></p> <p><b>2.1 製造中登録検査</b></p> <p><b>2.1.3 参考用提出図面その他の書類</b></p> <p>-1. 製造中の登録検査を受けようとする船舶については、前 2.1.2 の規定による承認用図面その他の書類のほか、次に掲げる図面その他の書類を提出しなければならない。</p> <p>(省略)</p> <p>(新規)</p>	IACS UI HSC11
この改正は附則 A による		

「ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)を含有する消火剤の禁止」新旧対照表

新	旧	備考
<b>11 編 防火構造, 消火設備及び脱出設備</b> <p><b>1章 通則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>1.1.4 消火剤の制限*</b></p> <p><u>ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) を含有する消火剤の使用, 格納又は廃棄にあつては, 次の(1)及び(2)に定める要件によらなければならない。</u></p> <p>(1) <u>ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) を含有する消火剤を使用及び格納してはならない。</u></p> <p>(2) <u>本条で禁止されている物質は, 本船から陸揚げする際に陸上の適當な受入施設に移送しなければならない。</u></p>	<b>11 編 防火構造, 消火設備及び脱出設備</b> <p><b>1章 通則</b></p> <p><b>1.1 一般</b></p> <p><b>(新規)</b></p>	MSC.536(107) MSC.537(107)
この改正は附則 B による		

「ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)を含有する消火剤の禁止」新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>鋼船規則検査要領 B 編 船級検査</b></p> <p><b>B1 通則</b></p> <p><b>B1.1 検査</b></p> <p><b>B1.1.3 船級維持検査の時期</b></p> <p>-3. 規則 B 編 1.1.3-3.(5)に該当する臨時検査については、次による。</p> <p>(省略)</p> <p>(30) ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) を含 有する泡消火剤</p> <p>2026 年 1 月 1 日前に建造開始段階にあった船舶 にあっては、2026 年 1 月 1 日以降の最初の定期 的検査の時期までに規則 R 編 10.11.1 に規定さ れる要件に適合していることを、メーカーの宣 言書又は試験所の試験報告書によって確認を受 ける。ただし、メーカーの宣言書又は試験所の試 験報告書がない場合にあっては、本会が適当と 認める要領に従って、船上でサンプリング及び 試験を実施しなければならない。本会が適当と 認める要領とは、例えば、EMSA Guidance on the Inventory of Hazardous Materials に記載された要 領をいう。</p>	<p><b>鋼船規則検査要領 B 編 船級検査</b></p> <p><b>B1 通則</b></p> <p><b>B1.1 検査</b></p> <p><b>B1.1.3 船級維持検査の時期</b></p> <p>-3. 規則 B 編 1.1.3-3.(5)に該当する臨時検査については、次による。</p> <p>(省略)</p> <p>(新規)</p>	<p>MSC.532(107) IACS UI SC309 現存船における PFOS を含有する消火剤の確 認に関する要件を規定</p>

「ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)を含有する消火剤の禁止」新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>B1.4 検査の準備その他</b></p> <p><b>B1.4.5 試験, 衰耗に対する処置等</b></p> <p><u>-1. 規則 B 編 1.4.5-4.の適用上, 定期的検査において, 交換又は新たに搭載された艤装品, 機器, 部品等に対して, アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。</u></p> <p><u>-2. 規則 B 編 1.4.5-4.の適用上, 定期的検査において, 交換又は新たに搭載された泡消火剤に対して, ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) を含有していない旨のメーカーの宣言書又は試験所の試験報告書を確認する。</u>  <u>「ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) を含有」とは, 10 mg/kg (重量当たり 0.001%) を超える濃度で PFOS が存在することを意味する。メーカーの宣言書には, 例えば泡原液の型式, 生産時期, バッチ番号, 泡原液の型式承認の識別番号などの泡原液に関する情報を含めること。ただし, これらに限定するものではない。</u></p>	<p><b>B1.4 検査の準備その他</b></p> <p><b>B1.4.5 試験, 衰耗に対する処置等</b></p> <p>規則 B 編 1.4.5-4.の適用上, 定期的検査において, 交換又は新たに搭載された艤装品, 機器, 部品等に対して, アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。</p> <p>(新規)</p>	IACS UI SC309

「ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)を含有する消火剤の禁止」新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>鋼船規則検査要領 R 編 防火構造, 脱出設備及び消火設備</b></p> <p><b>R10 消火</b></p> <p><b>R10.11 消火剤の制限</b></p> <p><b>R10.11.1 一般</b></p> <p>-1. 規則 R 編 10.11.1-2.にいう「消火剤」には、泡消火剤を含む。</p> <p>-2. 規則 R 編 10.11.1-2.にいう「ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) を含有」とは、10 mg/kg (重量で 0.001%) を超える濃度で PFOS が存在することを意味する。</p>	<p><b>鋼船規則検査要領 R 編 防火構造, 脱出設備及び消火設備</b></p> <p><b>R10 消火</b></p> <p>(新規)</p>	IACS UI SC309

「ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)を含有する消火剤の禁止」新旧対照表

新	旧	備考
<b>高速船規則検査要領</b>	<b>高速船規則検査要領</b>	
<b>2編 船級検査</b>	<b>2編 船級検査</b>	
<b>1章 通則</b>	<b>1章 通則</b>	
<b>1.1 検査</b>	<b>1.1 検査</b>	
<b>1.1.3 臨時検査</b> 規則 2編 1.1.3(5)に該当する臨時検査については、次による。 (省略) <u>(5) ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) を含有する泡消火剤</u> <u>2026年1月1日前に建造開始段階にあった船舶にあっては、2026年1月1日以降の最初の定期的検査の時期までに規則 11編 1.1.4 に規定される要件に適合していることを、メーカーの宣言書又は試験所の試験報告書によって確認を受ける。ただし、メーカーの宣言書又は試験所の試験報告書がない場合にあっては、本会が適当と認める要領に従って、船上でサンプリング及び試験を実施しなければならない。本会が適当と認める要領とは、例えば、EMSA Guidance on the Inventory of Hazardous Materials に記載された要</u>	<b>1.1.3 臨時検査</b> 規則 2編 1.1.3(5)に該当する臨時検査については、次による。 (省略) (新規)	MSC.536(107) MSC.537(107) 現存船における PFOS を含有する消火剤の確認に関する要件を規定

「ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)を含有する消火剤の禁止」新旧対照表

新	旧	備考
<p><u>領をいう。</u></p> <p><b>1.2 検査の準備その他</b></p> <p><b>1.2.5 試験、衰耗に対する処置等</b></p> <p><u>-1. 規則 2 編 1.2.5-4.の適用上、定期的検査において、交換又は新たに搭載された艤装品、機器、部品等に対して、アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。</u></p> <p><u>-2. 規則 2 編 1.2.5-4.の適用上、定期的検査において、交換又は新たに搭載された泡消火剤に対して、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)を含有していない旨のメーカーの宣言書又は試験報告書を確認する。「ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)を含有」とは、10 mg/kg(重量当たり 0.001%)を超える濃度で PFOS が存在することを意味する。メーカーの宣言書には、例えば泡原液の型式、生産時期、バッチ番号、泡原液の型式承認の識別番号などの泡原液に関する情報を含めること。ただし、これらに限定するものではない。</u></p>	<p><b>1.2 検査の準備その他</b></p> <p><b>1.2.5 試験、衰耗に対する処置等</b></p> <p>規則 2 編 1.2.5-4.の適用上、定期的検査において、交換又は新たに搭載された艤装品、機器、部品等に対して、アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。</p> <p>(新規)</p>	IACS UI HSC11

「ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)を含有する消火剤の禁止」新旧対照表

新	旧	備考
<b>11 編 防火構造, 消火設備及び脱出設備</b>	<b>11 編 防火構造, 消火設備及び脱出設備</b>	
<b>1章 通則</b>	<b>1章 通則</b>	
<b>1.1 一般</b>	<b>1.1 一般</b>	
<p><b>1.1.4 消火剤の制限</b></p> <p><u>-1. 規則 11 編 1.1.4 にいう「消火剤」には, 泡消火剤を含む。</u></p> <p><u>-2. 規則 11 編 1.1.4 にいう「ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)を含有」とは, 10 mg/kg(重量で 0.001%)を超える濃度で PFOS が存在することを意味する。</u></p>	<p><b>(新規)</b></p>	IACS UI HSC11
この改正は附則 A による		
附 則 A		
<p>1. この改正は, 2026 年 1 月 1 日から施行する。</p>		
附 則 B		
<p>1. この改正は, 2026 年 1 月 1 日以降に起工又は同等段階にある船舶に適用する。</p>		